

(参考13) 「情報提供義務」に関連する裁判例

NO.	裁判例	契約類型	判決の内容
1	最判 平成7年 5月30日	医療契約	人の声明及び健康を管理すべき業務に従事する者は、その業務の性質に照らし、危険防止のために実験上必要とされるのであるが、右注意義務の基準となるべきものは、一般的には診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準であるというべきである。ところで新生児の疾患である核黄疸は、これに罹患すると死に至る危険が大きく、救命されても治癒不能の脳性麻痺等の後遺症を残すものであり、生後間もない新生児にとって最も注意を要する疾患の一つといえることができるが、核黄疸についての予防、治療方法は、上告人が出生した当時既に臨床医学の実践における医療水準になっていたものである。産婦人科の専門医である被上告人としては、退院させることによって自らは上告人の黄疸を観察することができなくなるのであるから、上告人を退院させるに当たって、黄疸が増強することがあり得ること、及び重篤な疾患に至る危険があることを説明し、黄疸症状を含む全身状態の観察に注意を払い、黄疸の増強や哺乳力の減退等の症状が現れたときは、速やかに医師の診察をうけるよう指導すべき注意義務を負っていたというべきところ、被上告人は、上告人の黄疸について特段の言及もしないまま、何か変わったことがあれば医師の診察を受けるようにとの一般的な注意を与えたのみで退院させているのであって、かかる被上告人の措置は、不適切なものであったというほかはない。
2	最判 平成8年 10月28日	変額保険	募集人は、変額保険募集に当たり、顧客に対し、変額保険に対する誤解から来る損害発生を防止するため、変額保険が定額保険とは著しく性格を異にし、高収益性を追求する危険性の高い運用をするものであり、かつ、保険契約者がその投資リスクを負い、自己責任の原則が働くことを説明すべき法的義務が信義則上要求されているものというべきであり、客観的にみて、この点を理解させるに十分な説明がなされていなければ、変額保険募集時に要請される説明義務を尽くしていないものというべきである。
3	最判 平成10年 4月10日	ワラント取引	証券会社が投資家に対し投資を勧誘するに際し、信義則上、当該投資家の年齢、職業、資産の状況、投資経験等の属性等に応じて、投資家が当該商品の価額変動の特殊性や傾向の特質についての的確な認識を形成するに足る情報を提供すべき注意義務を負うものというのが相当である。
4	最判 平成10年 6月25日	株式投資信託取引	証券会社及びその証券取引勧誘外務員は、一般投資者に対し、証券取引を勧誘するに際して当該取引の仕組みや危険性についての的確に説明する義務を負うものであり、また、投資信託においては、その投資した資金の運用を専門家に一任する性格を有するものである以上、運用成績悪化を考慮しての解約の機会を逸させることのないよう、証券取引後においても、運用状況の開示・報告等の情報提供義務を負う。
5	最判 平成10年 6月30日	ワラント取引	証券会社及びその使用人は、投資家に対し、証券取引の勧誘をするに当たっては、投資家の職業、年齢、証券取引に関する知識、経験、資力等に照らして、当該証券取引による利益や危険性に関する的確な情報の提供や説明を行い、投資家がこれについての正しい理解を形成した上で、その自主的な判断に基づいて当該証券取引を行うか否かを決することができるように十分説明する信義則上の義務を負うものというべきであり、証券会社及びその使用人が、右義務に違反して取引勧誘を行ったために投資家が損害を被ったときは、不法行為を構成し、右損害を賠償する責任がある。
6	最判 平成11年 3月23日	ワラント取引	証券会社が特定の銘柄を推奨して一般投資家を証券取引に勧誘する場合には、顧客が既に当該投資商品の取引を熟知している場合を除き、原則として、当該商品の取引に不可欠な商品の構造、取引価格の形成・変動の仕組み、取引による利得や損失の危険等について十分な説明を行い、それについて顧客の理解を得たうえで、顧客自らの責任と判断で取引ができるよう配慮すべき信義則上の義務がある。
7	最判 平成11年 10月12日	ワラント取引	証券会社の担当者が、一般投資家に対して、ワラント取引の勧誘をする場合には、その投資効率の面のみを強調するべきではなく、それに必然的に伴う重大な危険性をより十分に説明すべきである。それも、単にハイリスクであるなどという抽象的な説明では不十分である。当該一般投資家の経歴、証券取引に対する従前の知識経験などに照らし、当該一般投資家が容易に理解できる方法により、ハイリスクであるという意味を具体的に説明すべきである。

8	最判 平成 13 年 11 月 27 日	医療契約	<p>医師は、患者の疾患の治療のために手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、当該疾患の診断（病名と病状）、実施予定の手術の内容、手術に付随する危険性、他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失、予後などについて説明すべき義務があると解される。本件で問題になっている乳がん手術についてみれば、疾病が乳がんであること、その進行程度、乳がんの性質、実施予定の手術の内容のほか、もし他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失、予後などが説明義務の対象となる。一般的にいうならば、実施予定の療法（術式）は医療水準として確立したものであるが、他の療法（術式）が医療水準として未確立のものである場合には、医師は後者について常に説明義務を負うと解することはできない。とはいえ、このような未確立の療法（術式）ではあっても、医師が説明義務を負うと解される場合があることも否定できない。少なくとも当該療法（術式）が少なからぬ医療機関において実施されており、相当数の実施例があり、これを実施した医師の間で積極的な評価もされているものについては、患者が当該療法（術式）の適応である可能性があり、かつ、患者が当該療法（術式）の自己への適応の有無、実施可能性について強い関心を有していることを医師が知った場合などにおいては、たとえ医師自身が当該療法（術式）について消極的な評価をしており、自らはそれを実施する意思を有していないときであっても、なお、患者に対して、医師の知っている範囲で、当該療法（術式）の内容、適応可能性やそれを受けた場合の利害得失、当該療法（術式）を実施している医療機関の名称や所在などを説明すべき義務があるというべきである。</p>
9	名古屋高判 平成 14 年 4 月 18 日	継続的取引 関係の合意 をする契約 (フランチャイズ契約)	<p>多くの場合、フランチャイザーが予め作成している統一的契約書により契約する一種の附合契約であって、フランチャイジーとなろうとする者は、通常、小規模の事業者かこれを志す者であり、資金力も小さく、同システムによる営業についての知識や情報がフランチャイザーに比べて極めて少ない。これらを考慮すれば、信義則上、予定店舗を指定して加盟を勧誘するフランチャイザーは、フランチャイジーとなろうとする者に対して、予定店舗についての的確な情報を収集するとともに、収集して保有するに至った情報を、特に秘匿すべき事情のない限り、フランチャイジーとなろうとする者に開示し、フランチャイズ契約を締結するか否かの判断の資料として提供すべき義務、すなわち情報提供義務があると解するのが相当である。</p>
10	福岡地裁 小倉支部 判決 平成 14 年 10 月 29 日	装置販売	<p>本件駐車装置は、負傷したり、又は本件事故のような死亡事故が発生する危険性があるから、その構造について特別の知識を有しない原告に本件駐車装置を販売する被告は、①本件駐車装置の捜査は教育を受けた者が行うこと、②操作するときは棟内の無人を確認すること、③同乗者は入庫前に降車させること等の注意事項を説明するにとどまらず、これらの注意事項を怠った場合には、上記のような危険性があり、そのような危険性を回避又は軽減するためにどのようなセンサが設置されているか、また、安全性を更に向上させるために、オプションでどのようなセンサが用意されており、その価格はどの程度であるか等といった本件装置の危険性とその安全装置であるセンサの内容等について、原告に具体的に説明すべき信義則上の義務があったというべきである。</p>
11	最判 平成 15 年 11 月 7 日	売買物件の 接道条件に 関する金融 機関従業員 の説明義務	<p>A が接道要件が具備していないことを認識していながら、これを被上告人に殊更に知らせなかったり、又は知らせることを怠ったりしたこと、<u>上告人が本件土地の売主や販売業者と業務提携等をし、上告人の従業員が本件土地の売主等の販売活動に深くかかわっており、A の被上告人に対する本件土地の購入の勧誘も、その一環であることなど、信義則上、A の被上告人に対する説明義務を肯認する根拠となり得るような特段の事情を原審は認定しておらず、また、そのような事情は、記録上もうかがうことができない。</u></p>

12	最判 平成 15 年 12 月 9 日	火災保険契約の締結過程の際の説明義務違反と慰謝料請求	地震保険に加入するか否かについての意思決定は、生命、身体等の人格的利益に関するものではなく、財産的利益に関するものであることにかんがみると、この意思決定に関し、仮に保険会社側からの情報の提供や説明に何らかの不十分、不適切な点があったとしても、特段の事情が存しない限り、これをもって慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないものというべきである。これらの諸点に照らすと、本件各火災保険契約の締結に当たり、上告人側に、被上告人らに対する本件地震保険に関する事項についての情報提供や説明において、不十分な点があったとしても、前記特段の事情が存するものとはいえないから、これをもって慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないものというべきである。したがって、前記の事実関係の下において、被上告人らの上告人に対する前記の募集法 11 条 1 項、不法行為、債務不履行及び契約締結上の過失に基づく慰謝料請求が理由のないことは明らかである。
13	最判 平成 16 年 11 月 18 日	公団住宅の譲渡契約の締結の際の説明義務違反と慰謝料請求	上告人は被上告人らが、本件優先購入条項により、本件各譲渡契約締結の時点において、被上告人らに対するあっせん後未分譲住宅の一般公募が直ちに行われると認識していたことを少なくとも容易に知ることができたにもかかわらず、被上告人らに対し、 <u>上記一般公募を直ちにしない意思がないことを全く説明せず、これにより被上告人らが A の設定に係る分譲住宅の価格の適否について十分に検討した上で本件各譲渡契約を締結するか否かを決定する機会を奪ったものというべきであって、A が当該説明をしなかったことは信義誠実の原則に著しく違反するものであるといわざるを得ない。</u> そうすると、被上告人らが A との間で本件各譲渡契約を締結するか否かの意思決定は財産的利益に関するものではあるが、A の上記行為は慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することが相当である。(財産的利益に関する意思決定権侵害を理由とする慰謝料請求を初めて正面から肯定した最高裁判例)
14	最判 平成 17 年 9 月 16 日	マンション販売に関する一切の事務を行っていた宅地建物取引業者の説明義務	被上告人 Y 1 には、A に対し、少なくとも、本件売買契約上の付随義務として、上記電源スイッチの位置、操作方法等について説明すべき義務があったと解されるころ、宅地建物取引業者である被上告人 Y 2 は、その業務において密接な関係にある被上告人 Y 1 から委託を受け、被上告人 Y 1 と一体となって、本件売買契約の締結手続のほか、802号室の販売に関し、A に対する引渡しを含めた一切の事務を行い、A においても、被上告人 Y 2 を上記販売に係る事務を行う者として信頼した上で、本件売買契約を締結して802号室の引渡しを受けたこととなるのであるから、このような事情の下においては、 <u>被上告人 Y 2 には、信義則上、被上告人 Y 1 の上記義務と同様の義務があったと解すべきであり、その義務違反により A が損害を被った場合には、被上告人 Y 2 は、A に対し、不法行為による損害賠償義務を負うものというべきである。</u>
15	最判 平成 18 年 6 月 12 日	建築会社の担当者とともに融資返済調達計画を説明した金融機関従業員の説明義務	一般に消費貸借契約を締結するに当たり、返済計画の具体的な実現可能性は借受人において検討すべき事柄であり、銀行担当者には、返済計画の内容である本件北側土地の売却の可能性について調査した上で上告人に説明すべき義務が当然にあるわけではない。上告人は、銀行担当者が上記説明をした際、本件北側土地の売却について銀行も取引先に働き掛けても確実に実現させる旨述べるなど特段の事情があったと主張しているところ、これらの特段の事情が認められるのであれば、銀行担当者についても、 <u>本件敷地問題を含め本件北側土地の売却可能性を調査し、これを上告人に説明すべき信義則上の義務を肯認する余地がある</u> というべきである。

(参考14)「適合性原則」に関連する裁判例

	判決	事案の概要	判決の内容
1	最判 昭和 61 年 5 月 29 日	金地金の先物取引会社の社員が商品取引の知識のない主婦に3時間にわたって勧誘し、リスク、委託追証拠金の必要などは説明せずに先物取引契約を締結させたとして、損害賠償を請求した。	大阪金為替市場で金地金を売買するよう委託した本件取引は、実質的にみても、委託者保護の制度的保証を欠き問題のある会員会社を相当数かかえた市場を媒体とするものであることから、組織的・機構的に危険性も高く、またその勧誘についても、電話による無差別勧誘であたりをつけ、先物取引の顧客としての適格を欠く主婦を相手に長時間執拗に働きかけ、その際本件取引が私設市場での先物取引で投機性を有すること他につき十分な説明をしなかつたなど、著しく不公正な方法によつてなされたものというほかはないから、公序良俗に反し無効なものというべきであるとした原審の判断は商品取引所法八条に違反するところがあるか否かについて論ずるまでもなく正当として是認できるとして、上告を棄却した。
2	大阪高判 平成 11 年 4 月 23 日	被告証券会社の従業員の原告に対する勧誘に、断定的判断の提供、執拗・強引な勧誘、適合性原則違反、説明義務違反、虚偽事実の表示及び過当取引の勧誘があったとして、原告が不法行為（民法715条）又は債務不履行に基づく損害賠償を請求した。	「投資家の投資は、その能力、性格、財産状態や経験、投資の目的その他の事情に適合した取引である必要があり、したがって、投資勧誘もこのような実情に合致したものであることが認められ、これに合致しないような勧誘は、場合によっては、社会通念上許容された限度を超える勧誘として違法とされるべきであり、証券会社は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして、信用取引の危険性を理解できないことがやむを得ない顧客又は信用取引の危険性を負担すること自体が不相当と認められる顧客に対して信用取引を勧誘することは許されないと解すべきである。」と判示し、本件では、控訴人が証券取引を開始してから急速に多額の証券取引を行うに至った態様は、健全な社会通念に照らした場合には、異常ともいえるものであり、適合性の原則に違反する限度において、社会通念上許容された限度を超えた違法な勧誘であったものと認めるのが相当であるとした。
3	東京高判 平成 11 年 7 月 27 日	控訴人会社の外務員控訴人Aらの株式勧誘によって、株式を継続的に購入した被控訴人が、右勧誘行為は適合性原則違反、不当表示ないし不表示により違法で不法行為を構成するとして、控訴人らに対し、損害賠償を請求した。	「いわゆる取締法規違反の行為は、直接的には行政上の処罰等の対象となつても、理論上は民事上の不法行為の故意、過失を直接構成するものではないけれども、その違反の有無は、不法行為の要件である違法性を判断するための要素の一つとなることは明らかであり、また、その取締法規の目的が間接的にもせよ一般公衆を保護するためのものであるときは、その取締法規違反の事実は、他の諸事情をも勘案して不法行為の成否を判断する主要な要素であり、一応不法行為上の注意義務違反を推認させるものである。また、証券外務員が、顧客の資産、投資目的、知識・経験等に適合しない過当な頻度・数量の投資勧誘を行った場合は、右信義則上の義務に違反するものとして、右勧誘行為が違法性を帯び、不法行為を構成する場合があるというべきである。」と判示し、本件投資勧誘行為は、取引につき全体として、証券外務員の信任ないし誠実義務に著しく違反する違法なものと評価すべきであり、不法行為を構成するとした。
4	最判 平成 11 年 10 月 12 日	被告原告が、原告人会社の担当者の違法な勧誘により、本件ワラント取引につき、担当者が損失の危険性の極めて強いワラントの危険性、意義や価格形成のしくみすら十分に説明しないで勧誘したとして、損害賠償を求めた。	「証券会社の担当者が、一般投資家に対して、ワラント取引の勧誘をする場合には、その投資効率の面のみを強調するべきではなく、それに必然的に伴う重大な危険性をより十分に説明すべきである。それも、単にハイリスクであるなどという抽象的な説明では不十分である。当該一般投資家の経歴、証券取引に対する従前の知識経験などに照らし、当該一般投資家が容易に理解できる方法により、ハイリスクであるという意味を具体的に説明すべきである。」と判示し、本件では、控訴人の意向、財産状態、投資経験などに照らし、控訴人は危険なワラント取引に適合しているとはいえず、そもそも適合性の原則に照らしワラント取引を勧誘すべきでなかったというべきであるのに、被控訴人は、控訴人に対し、ワラント取引を勧誘し、しかもその際、ワラント取引の危険性について具体的に説明していないのみならず、被控訴人は、控訴人に対し、ワラントの意義及びワラント価格形成のしくみについてすら、ほとんど説明をした形跡がないことから、控訴人に対する本件ワラントの勧誘行為は、説明義務に違反する違法行為であることが明らかであるとした。

5	大阪高判 平成 12 年 5 月 11 日	破産者 A 株式会社を通して投資信託及びワラントを購入した被控訴人が、破産管財人である控訴人に対し、右破産者の適合性原則違反、説明義務違反等を理由に、不法行為及び債務不履行に基づく破産債権（損害賠償請求債権及びこれに対する遅延損害金）の確定を求めた。	「専門家としての証券会社又はその使用人は、顧客に対し商品を勧めて販売する場合には、契約準備段階における信義則上の義務として、当該顧客が自ら申告する投資経験、投資目的等に照らし、明らかに過大な危険を伴う商品（不適合商品）の勧誘を回避すべき法律上の義務がある。また、右商品が一般的に知られているかあるいは当該顧客がこれを熟知している場合を除き、同人が投資するか否かを判断するための不可欠な要素について、正しく認識できるように説明すべき法律上の義務があるというべきである」と判示し、本件では、原告の学歴、稼働経験、従前の投資経験、投資原資が余剰資金でないこと及びワラントの高度の危険性を併せ考えれば、本件のワラント価格が一般には少額と評価されるものであったとしても、なお原告にとって適合性はなかったというべきであるとして適合性原則違反を認めるとともに、投資信託としては五段階で危険の大きな方から二番目に分類される商品であったのだから、原告のように預金との区別も付かない購入者に対しては、前記信義則上の義務として、最大の取引決定要因として最低限、元本割れの可能性があることの説明がなされてしかるべきとして説明義務違反も認めた。
6	東京高判 平成 12 年 8 月 21 日	被控訴人証券会社を通じて、株式等の取引等を行い、結果的に損害を被った控訴人会社が、被控訴人の担当者による適合性原則に違反した勧誘、見せかけ保証金取引及び過当取引など過当取引などの違法行為があるとして、損害賠償を求めた。	「信用取引は、それについて適切な説明がされれば、投資家の自己責任に委ねられるべき経済取引であるから、信用取引の仕組みについて理解能力を欠き、仮に適切な説明がされても理解が困難な者に対して勧誘するような特段の事情のない限り、証券会社に対し、信用取引を勧誘すること自体を回避すべき注意義務を広く課すのは相当ではないというべきであり、証券会社の適合性違反を判断するに際しては、この点も十分に考慮に入れなければならない」と判示し、本件では、我が国の事業会社が有価証券投資に極めて積極的であったという経済状況の下、証券会社の従業員が事業会社に対しその資金の有効活用の見地から株式の信用取引を勧誘し行わせたことが、顧客の投資目的、財産状態や投資経験等に照らして著しく不適合であったということとはできなとされ、証券会社の従業員の行った証券取引の様子が、顧客の投資目的、財産状態や投資経験等に照らして社会的相当性を逸脱した過当な頻度・数量の取引であったと断定することはできなとされた。
7	大阪高判 平成 12 年 8 月 29 日	被告会社を通じてオプション取引をして損失を出した原告が、被告会社による原告に対する右取引の勧誘が不法行為であるとし、その賠償を求めた。	「行政的取締法規に違反する投資勧誘をしても、そのことによって直ちにその投資勧誘が私法上の違法性を備えるものではないが、取締法規に違反する投資勧誘が社会的に許容される範囲を逸脱する程度にまで至れば、その投資勧誘は、私法上違法との評価を免れないというべきであり、オプション取引は、様々な有用性はあるものの、難解且つ危険な取引であって、多くの個人投資家には適合しない取引である。したがって、個人投資家に対してオプション取引を勧誘する証券会社の外務員としては、その顧客の資産、取引経験、社会経験、知的能力等を総合的に勘案して、その顧客がオプション取引の仕組みと危険性を理解することを可能とする能力と取引経験及び社会経験を有していると認められる場合にのみ、これを勧誘すべきであり、そうでない場合には、これを勧誘してはならない注意義務を有していると解すべきである。」と判示し、本件では、被告は、原告がオプション取引の仕組みや危険性について理解していないことを知りながら、あるいは容易にこれを知り得たのに、累次リスクの大きい取引に原告を誘い込み、原告に多大な損害を被らせたことは、社会的に許容される範囲を逸脱した投資勧誘であったと断ぜざるを得ず、これが原告に対する不法行為であると言わざるを得ないとした。
8	福岡高判 平成 13 年 3 月 28 日	被告ないし被控訴人証券会社と取引を行っていた控訴人 X 3 外 8 名及び被控訴人 X 他 1 名が、上記証券会社の担当者 A から違法な勧誘を受けてワラントを買い付けたところ、権利行使期間を徒過して価値がなくなり損害を受けたとして、損害賠償を請求した。	「証券会社は、投資家に対し証券取引の勧誘をするに当たっては、投資家の職業、年齢、証券取引に関する知識、経験、資力等に照らして、当該証券取引による利益や危険性に関する的確な情報の提供や説明を行い、投資家がこれについての正しい理解を形成した上で、その自主的な判断に基づいて当該証券取引を行うか否かを決めることができるように十分説明する信義則上の義務を負うものというべきであり、証券会社が右義務に違反して取引勧誘を行ったために投資家が損害を被ったときは、不法行為を構成し、損害を賠償すべき責任があるというべきである。」と判示し、本件では、原告 X 2 の経歴や投資経験、投資傾向とも照らし合わせると、電話によりパンフレット等も送付していない A の説明は十分に理解できるものとはいえず、A の原告 X 2 に対するワラント勧誘は、適合性の原則及び説明義務に違反するものといわざるを得ないとして違法性が認められた。

9	名古屋高判 平成 13 年 10 月 2 日	控訴人の従業員である A 及び B の被控訴人に対する本件オプション取引勧誘行為は違法であるとして、被控訴人が控訴人に損害賠償を求めた。	「本件オプション取引は、その仕組みが一般の証券取引に比べて複雑で、日本ではなじみのない取引であり、かつリスクが高い投機性の極めて強い取引であるから、投資経験のない被控訴人がその内容を十分理解することは、相当困難であることが明らかである。したがって、A らとしては、被控訴人に対し、株式信用取引や商品先物取引の経験があるか否かを確認して、その経験がない場合には、本件オプション取引の内容について、十分な時間をかけて説明するとともに、具体的な取引例を想定して、手数料も含めた上で、予想される利益や損失を具体的に数字を示して説明すべき義務があり、かつ、当初は少額の取引の勧誘に止めて、その取引の損益を確定させ、実際に取引を経験してもらった上で、通常規模の取引を勧誘すべき義務があるといえる。」とし、ローリスク・ハイリターンを強調しただけの一般的説明では、投資経験のない被控訴人が本件オプション取引の仕組みやリスクを正しく理解することは不可能であり、説明義務違反があったとした。
10	東京高判 平成 13 年 11 月 29 日	従前から被控訴人と証券取引を行っていた控訴人が、被控訴人の担当者 A に勧誘されるままに開始した信用取引において損害を負ったとして不法行為に基づく損害賠償を求めた。	「適合性の原則は、証券会社が顧客に対する投資勧誘に際し、顧客の投資目的、財産状態、投資経験等に照らし、不適合な証券取引を勧誘してはならないというものであり、信用取引は、一定の投資経験、知識、資力等を求められ、投資額に比べて大きな利益が期待できる反面、予想と違った場合には損失も大きくなる危険性のあるハイリスク・ハイリターンの商品である」と判示し、本件では、控訴人の証券取引経験、投資目的・指向等に照らして、A により一任取引的に行われた信用取引は、多量、頻繁で、社会的相当性を逸脱した過当取引に当たり、A らにおいて控訴人にこのような信用取引を勧誘して承諾させたことは、適合性の原則に反するものであり、しかも、その取引内容は過当売買に当たるものというべきであるから、全体として違法なものとして不法行為を構成するというべきであり、被控訴人は、A らの使用者として、信用取引により控訴人が被った損害を賠償すべき責任を負うものであるとした。
11	名古屋高判 平成 14 年 2 月 14 日	被告に吸収合併前の証券会社の支店と証券等の取引をしていた原告が、同支店長 A 及び従業員 B が証券取引法に反し、あるいは社会的相当性を逸脱するなどした勧誘行為をしたとして、被告に対し使用者責任又は債務不履行責任に基づき損害賠償請求した。	「店頭登録株については、一般に店頭登録企業は将来の成長が期待できる企業が多い反面、企業規模が小さく上場企業に比べて、経営基盤の安定度という面ではやや劣る企業も少なくないうえ、株式の市場性が薄く、値下がりの危険性も高いことなど投資リスクが大きい商品であることなどを考慮すると、顧客にかかる商品を勧誘する際には、店頭取引の仕組みなどについて十分な説明をし、投資リスクの高い商品であることを了解させることが必要であり、証券会社の店頭登録株の勧誘においても、適合性の原則が適用されるものといえる。」と判示し、本件では、原告が店頭取引の仕組みや店頭登録株の投資リスクなどの十分な説明を受けていないことなどからすれば、原告の投資経験などをもってしても、適合性の原則に違反したものと見え、A 支店長のかかる勧誘行為は、証券取引を勧誘するうえで、社会的相当性を逸脱するものであり、不法行為に該当するものであり、A 支店長の使用者である証券会社を合併した被告も民法 715 条による損害賠償責任を承継したものと見なされたとした。
12	最判 平成 15 年 10 月 23 日	証券会社である上告人との間で国内証券及び外国関係商品の取引をした被上告人が、上告人の担当者の勧誘行為等に適合性原則違反、過当取引及び断定的判断の提供の違法行為があったとして、上告人に対し、損害賠償を求めた。	「証券会社は、証券取引等を勧誘する場合には、投資家に対し、当該取引の危険性について相応的確な情報を提供し、投資家が不十分な情報により判断を誤らないように配慮すべきであるとともに、投資家の職業・年齢・知識・投資経験・資力等個人的な要因に照らし、明らかに過大な危険を伴うと考えられる取引を積極的に勧誘することを回避すべき信義則上の義務があり、この義務に違反した結果当該投資家が損害を被った場合には、不法行為が成立し、当該投資家に対し、その損害の全部又は一部を賠償する責任を負うものというべきである。」と判示し、本件取引における「テンプレートエマージングアジア」「ターキッシュファンド」については、その特性からして投資の結果や価格の変動を的確に予測することは極めて困難であるのにそのような事情が説明されておらず、本件の投資家にはその属性からして価格変動を予測することは不可能であることは明らかであるとして、原告は適合性を有しておらず、担当社員は勧誘を行うべきではなかったとして、適合性原則違反として不法行為を構成するとした。

13	大阪高判 平成 16 年 7 月 9 日	被控訴人が、控訴人に対し、控訴人の従業員から、適合性原則や説明義務等に反する違法な勧誘を受けて行った海外先物オプション取引により損失を被ったなどと主張して、主的には民法 709 条に基づき、予備的には同法 715 条に基づき支払を求めた。	「受託業者及びその外務員等は、一般投資家に対して取引の勧誘をする際、一般投資家が取引の危険性を認識するのを阻害するような断定的判断を提供したり、虚偽・不実表示により勧誘したりすることが禁止されるばかりでなく、契約準備段階における信義則上の義務として、一般投資家への勧誘は、投資に関する知識・経験、投資の目的、財産状態等に鑑みて、その者がその取引への適合性を有する場合に限るべきであり（適合性原則の遵守）、また、当該商品が複雑かつ危険を伴うときは、一般投資家に対し、一般投資家が当該取引の仕組みや危険性を的確に認識し得るように説明すべき義務を負うというべきである（説明義務）」などとして、本件勧誘行為は全体として違法性を帯び、控訴人は使用者責任（民法 715 条）に基づき被控訴人に生じた損害を賠償する義務を負うとした。
14	最判 平成 17 年 7 月 14 日	水産物卸売業者である原告の取締役らが、被告である証券会社の担当者の行為につき、オプション取引に係る適合性原則違反、顧客にできる損失を被らせないようにすべき義務違反、説明義務違反等があったと主張し、被告に対して不法行為による損害賠償を求めた。	証券取引法第 43 条第 1 号では、いわゆる適合性の原則を定めているが、これにつき「（被告である）証券会社の担当者が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険に伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為上も違法となると解するのが相当である」と判示し、さらに顧客の適合性を判断するにあたっては「顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要があるというべきである」と判示しつつも、本件については、被告である証券会社の担当者による勧誘につき、当該適合性の原則から著しく逸脱するものであったとは認められないとして、不法行為の成立は否定された。
15	大阪地判 平成 18 年 9 月 29 日	信販会社による立替払を利用して、事業者から呉服、宝石、寝具等総額 2000 万円超の商品を購入した消費者が、契約当時、アルツハイマー型痴呆症の進行により認知機能・判断能力が低下していたとして、意思能力欠如又は公序良俗違反による売買契約・立替払契約の無効、被告らの共同不法行為、被告信販会社らへの抗弁権の接続等を主張し、未払分の売買代金債務・立替金債務等の不存在確認又はその債務の支払を拒絶することのできる地位の確認並びに既払分の売買代金・立替金の返還又は相当額の損害賠償等の支払を求めた。	事業者による勧誘・販売方法は、取引の相手方の財産を著しく毀損することを認識しつつ、相手方の判断能力低下に乗じて、商品を過剰に販売したというものであり、社会通念上、取引道徳に反し、社会的相当性を著しく逸脱するものであって、法律上の保護を与えることのできないものであると、 ①事業者は、一定の時期から継続的に、消費者の判断能力が低下していることに乗じて、客観的にみて購入の必要のない高額かつ多数の呉服、寝具等をそれと知りつつ過剰に販売したものといえ、本件売買契約は、公序良俗に反し、無効であるとし、事業者に対する不当利得返還請求の一部を認めた（なお当該時期までの契約については、多数の呉服類を販売した一環であるとはいえないし、この時点で、判断能力が低下していたとは認められないから、公序良俗に反し無効であるとは認められないとした。） ②契約無効の抗弁の対抗により（割取法 30 条の 4 第 1 項又は信義則）、信販会社に対し、支払拒絶できることを一部認めた。

(参考15) 「不招請勧誘」に関連する裁判例

	判決	事案の概要	判決の内容
1	大阪高判 平成10年 11月19日	商品先物取引業者に委託をして商品先物取引をした原告である顧客が、当該事業者の受託行為に不適格者勧誘、無差別電話勧誘、欺罔的説明等の違反行為があり、損害賠償を請求した。	無差別電話勧誘について、名簿に基づいて電話を掛けて勧誘しただけでは、無差別電話勧誘に該当して違法と言うことはできないが、商品先物取引業者の従業員が二度にわたり顧客に電話をし、当該顧客に対し金五〇枚の取引の勧誘をしたのに対し、当該顧客が断ったにもかかわらず、話しているときに相づちを打ったので当該取引の委託をしたことになるとし、これに対する当該顧客の抗議にも応じなかった従業員の行為は、 <u>真実建玉をしていないにもかかわらず、これを行ったものとした欺罔的なものであって、商品先物取引業者である従業員で、先物取引の勧誘にあっていた者として、社会通念上是認されない違法なものであるというべきであるなどとし、全体として、当該顧客に対する関係で不法行為を構成するものと判示し、顧客の損害を賠償すべき責任があるとした。</u>
2	大阪高判 平成15年 1月29日	商品先物事業者に委託をして商品先物取引をした原告である顧客が、当該事業者の勧誘段階における無差別電話・訪問による執拗な勧誘等の行為、取引継続段階における無断売買等一連の不法行為により損害を被ったと主張し、当該事業者に対し、損害賠償等を請求した。	<u>勧誘段階の違法性について、顧客が断っていた勤務先への連日の架電及び勤務先への訪問が執拗な勧誘として違法であることが認定され、その他事業者の説明義務違反、無断売買、配慮義務違反等を含めた一連の行為は、全体として違法性を有していると判示し、事業者の使用者責任に基づく損害賠償を認めた。</u>
3	秋田地判 平成17年 11月10日	商品取引員である被告会社に対して商品先物取引を委託していた原告が、営業担当者等の無差別電話勧誘や執拗な勧誘をはじめとする勧誘態様及び個々の取引態様等を理由に、主位的に、被告会社及びその営業担当者である被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を、予備的に、被告会社に対し、債務不履行に基づく損害賠償を請求した。	無差別電話勧誘及び執拗な勧誘について、被告会社の電話勧誘担当者が勤務中の原告に対して複数回勧誘の電話をかけていることについて、「 <u>複数回勧誘の電話をかけるということ自体、断られても勧誘を続けたということ</u> を意味し、しかも、勤務先に全く勤務内容と無関係の先物取引の勧誘の電話を複数回かけるということは、社会通念に照らし、 <u>執拗かつ迷惑な勧誘との評価を免れず、…以上によれば、被告会社の営業活動は、先物取引の勧誘を受けることを希望しない者の意思を軽視する傾向を有していたと推認される</u> 」などと判示し、被告らの不法行為責任、被告会社の使用者責任を肯定した。

(参考16)「インターネット取引」に関連する裁判例

	判決	事案の概要	判決の内容	備考
1	<p>最判 平成7年 11月30日 (最高裁判所民事判例集49巻9号2972頁)</p>	<p>一般の買い物客である原告Xが上告人Yが経営するスーパーマーケットの屋上でテナントとしてペットショップを営む被告Zから手乗りインコ2羽を購入して飼育したところ、右インコより原告の家族がオウム病性肺炎にかかり死亡したため、商法23条(現14条)、民法415条等に基づきYに損害賠償を請求した</p>	<p>Yは、チェーンストア形式による総合小売業などを営む株式会社で、地上四階建て(屋上あり)の本件店舗でスーパーマーケットを営んでいたものであり、Zは、そのテナントとして、本件店舗屋上の一部においてペットショップを営んでいたものであるところ、<u>本件店舗の外部には、Yの商標を表示した大きな看板が掲げられていたが、テナント名は表示されていなかったというのであり、本件店舗の内部においても、本件店舗の四階から屋上に上がる階段の登り口に設置された屋上案内板や右階段の踊り場の壁には、「ペットショップ」とだけ表示されていて、その営業主体がYであるかZであるかは明らかにされておらず、そのほか、Zは、Yの黙認の下に、契約場所を大きくはみ出し、四階から屋上に上がる階段の踊り場等に植札を付けた商品を置き、契約場所以外の壁に「大売出し」と大書した紙を何枚も張りつけるなどして、営業をしていたというのである。これら事実は、買物客に対し、Zの営業があたかもYの営業の一部門であるかのような外観を与える事実ということができる。</u></p> <p>他方、Zの売場では、Y直営の売場と異なり、独自のレジが設けられて対面販売方式が採られていたこと、Zの従業員は忠実屋の制服等を着用していなかったこと、Zの発行するレシートにはZの名称が記載されていたこと、ZはXと異なる包装紙や代済みテープを使用していたこと、Zの売場の天井からはテナント名を書いた看板が下り下りされており、また、本件店舗内数箇所に設けられた館内表示板には、テナント名も記載され、Xの販売する商品は黒文字で、テナント名は青文字で表示されていたこと等の事実について、「<u>これら事実は、これを個々のみても、また総合してみても、買物客にとって、Zの売場の営業主体がYでないことを外観上認識するに足りる事実ということではない</u>」とし、「<u>本件においては、一般の買物客が被告補助参加人の経営するペットショップの営業主体はYであると誤認するのやむを得ないような外観が存在したというべき</u>」とした。そして、Yは、本件店舗の外部にYの商標を表示し、Zとの間において、(判決で確認した内容の)出店及び店舗使用に関する契約を締結することなどにより、右外観を作出し、又はその作出に関与していたのであるから、Yは、<u>商法二三条の類推適用により、買物客と被告補助参加人との取引に関して名板貸人と同様の責任を負わなければならない</u>とした。</p>	<p>スーパー・テナント関係に対する名板貸人の責任</p>
2	<p>東京地判 平成10年 12月21日 (判例時報1684号79頁)</p>	<p>パソコン通信サービスの会員であり、担当する掲示板のサロンについてサロンマネージャーとして一定の管理権限が認められていた原告がサービス提供会社である被告のシステム運営を批判した記事等を書き込み等した行為等が会員規約に違反するとしてパソコン通信サービスの契約を解除されたことに関し、原告が会員であることの地位確認と不法行為に基づく損害賠償等を求めたもの</p>	<p>原告が管理するサロンのデータを保存せずに抹消した行為、原告が運営やリニューアルを批判する書込や事務局を批判する書込を繰り返したこと、管理人を誹謗中傷する書込、交渉の場の写真を無断で撮影し自身のHPに掲載したこと等について、「<u>原告には形式的に規約に違反する行為があったが、他方、当該違反行為をするに至った経緯等諸般のを勘案すると原告に対してパソコン通信サービスの提供を継続しがたい重大な事情があったとまではいえず、原告の右行為が第二規約に定める解除事由であるとして本件契約を解除することができない</u>」等として、原告が被告の運営するサービスの会員である地位を有することの確認請求については認容した(損害請求は認めなかった)。</p>	<p>パソコン通信における書込、契約解除</p>

3	<p>東京高判平成12年1月19日(確定) ※東京地判平成10年12月21日の控訴審</p>	<p>パソコン通信サービスの会員であり、掲示板について原告(被控訴人)がサービス提供会社である被告(控訴人)のシステム運営を批判した記事等を書き込み等した行為等が会員規約に違反するとしてパソコン通信サービスの契約を解除されたことに関し、原告が会員であることの地位確認と不法行為に基づく損害賠償を求めたもの</p>	<p>原告のデータ抹消行為、運営等を批判する書込であるローカルルール違反行為、本件ネットの運営姿勢を批判するマークを用いた書込行為(400回以上行われた)、被告代理人である弁護士に関する書込行為について、「一つ一つをみればそれのみをもって解除の事由とするに足りる重大な違反行為とするには当たらないけれども」、本件の事実経過の中にこれらの行為の全体をみれば、本件ネットの運営現実に妨げるおそれのあるものであり、その余の不適当な行為(要求行為、写真掲載行為)と併せ考えると「<u>控訴人との信頼関係を著しく損なうものというに足りるものであって、控訴人において契約を継続することが困難であると判断することにつき、合理性を肯認することができる場合に該当する</u>」として、契約に基づき有効に解除されたとして、会員としての地位確認及び損害賠償請求ともに棄却した</p>	<p>パソコン通信における書込、契約解除</p>
4	<p>最判平成13年3月27日(最高裁判所民事判例集55巻2号434頁)</p>	<p>原告電話会社は、電話利用者である被告に対し、被告の未成年子が被告の知らぬ間に利用したダイヤルQ2使用代金を一般通話料に加えて請求した</p>	<p>「<u>第1種電気通信事業者である電話会社Xが、一般家庭に広く普及していた加入電話から一般に利用可能な形でダイヤルQ2事業を開始するに当たっては、同サービスの内容や通話料金の高額化の危険性等につき具体的かつ十分な周知を図るとともに、その危険の実現化をできるだけ防止するために可能な対策を講じておくべき責務があった</u>」と判示し、本件では、これらの対策の実施が十分といえない状況にあった当時、Yの子Aによる同サービスの多数回・長時間に及ぶ無断利用がされたために通話料金が高額化したとの事情の下では、<u>料金高額化の事実及びその原因を認識してこれに対する措置を講ずることが可能となるまでの間に発生した通話料についてまで、約款の規定に基づき契約者にその全部を負担させるべきものとする</u>ことは、信義則ないし衡平の観念に照らして直ちに是認し難いというべきであって、加入電話の使用とその管理についてはYにおいてこれを決する立場にあることなどの事情も考慮すれば、<u>X会社がYに対し発生した通話料金の5割を超える部分を請求することは許されない</u>とした。</p>	<p>ダイヤルQ2</p>
5	<p>大阪高判平成13年10月30日(判例集未掲載)</p>	<p>インターネットのホームページを見て※、パンフレットや申込み等の書類一式の送付を受けた原告が、家庭用電気製品等の製造販売する事業者Aとレンタル整水器のオーナーとなる契約(レンタルオーナーズ契約)を締結し、出資者となったが、事業者Aが倒産し、約定の払い戻しを受けられずに損害を被ったとして、事業者Aの統括本部長という名称で募集等の業務に携わっていた被控訴人に対して損害賠償を請求した (※なお、契約口数の増加をした際には原告は被控訴人から電話の勧誘を受けていることが認定されている。)</p>	<p>レンタルオーナーズクラブ契約について、「<u>整水器の売買とレンタルへの使用許諾及びその対価の支払という形式をとってはいるが、その実質は、事業者Aがオーナーから一定の金員の出資を受け、これを当時の銀行金利等に比して著しく高額な利益を付加して返還することを約した金銭の受け入れ契約であるとみるのが相当</u>」として、出資法1条(出資金の受入の制限)違反に該当する可能性が極めて濃厚、レンタルオーナーズクラブ事業の内容自体が、<u>破綻の危険が大きく、「このようなレンタルオーナーズクラブについて、応募や出資を勧誘する行為は、公序良俗に違反し、社会通念上許容しがたく、不法行為法の違法の評価を受けるといふべきである。」</u>とし、被控訴人(オーナーの募集のためにインターネットのホームページを作成して公開。ホームページには、1口の契約の場合、100万円の資金参加で、2年満期間に192万円の払戻があるから、92万円の利益が保証されていることなどが魅力的に記載)には、「<u>インターネットにホームページを公開してこのような危険性の高いレンタルオーナーズクラブ契約を勧誘したことについて、過失責任がある</u>」と判示した。 なお、レンタルオーナーズクラブ事業が早晩破綻を来す蓋然性が高いものであったことは、控訴人において契約の内容を少し検討すれば容易に気付くことができたとして、<u>として、損害額の5割について過失相殺を認めた。</u></p>	<p>インターネットのホームページにおける契約勧誘</p>

6	東京地判 平成 14 年 3 月 25 日 (判例タイムズ 1117 号 289 頁)	パーティーの予約を解約した被告消費者 Y に対し飲食店を営む X 会社が営業保証料として一律 1 人当たり 5,229 円の 40 人分である 20 万 9160 円の支払いを請求したところ、X は、「インターネット上の広告には解約料が無料であると記載しているにもかかわらず、解約料の代わりに営業保証料を取るという被控訴人 X のシステムは不当である」等の主張をし、争ったもの	消費者 Y が店舗を訪れ、従業員から、予約を解約する場合には、原則として、実施日前日まで解約料は不要だが、当該予約と日程上重なり合う予約あるいはその問い合わせをうけて、先の予約客に確認した上、先の予約客から実施するとの確答を得た場合、先の予約客がその後解約すれば営業保証料として一律 1 人当たり 5 2 2 9 円を徴収する取扱をしている。消費者 Y は、前記説明を了解した上、以下の内容でパーティーの予約を申入れ、被控訴人 X は、同日、これを受諾した等の事実を認定した上で、「平均的な損害の額」(9 条 1 号)は、契約の種類ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、解除の事由等の事情に照らして判断するのが相当とし、民事訴訟法 248 条を適用して「平均的な損害」を認定した	インターネット上の広告、平均的な損害
7	神戸地判 平成 14 年 5 月 24 日 (判例集未掲載)	インターネットのホームページを見て、電話をかけた被控訴人 B が、闘犬の試合に出場させる事の出来る土佐犬の購入を目的として控訴人方を訪れ、土佐犬嵐号を購入し、被控訴人 A 会社が被控訴人 B のために売買代金支払いのための小切手を控訴人宛に振り出したところ、嵐号がフィラリアに罹患しており、買いうけ後 1 ヶ月もしないうちに死亡したとして、被控訴人 B は、本件契約は錯誤により無効であるとし契約締結費用の損害賠償請求及び事務管理に基づく費用償還請求をし、控訴人 A 会社が代金として振り出した小切手債務の不存在確認を求めたもの	控訴人が、娘を通じて「土佐犬の販売と我が家の愛犬たち」としたホームページ上で、飼育する土佐犬の販売の広告を行い、嵐号を、全国横綱第 2 0 代「闘犬嵐」号として紹介し、平成 1 2 年 1 2 月の大会で試合に勝った実績を掲載していたこと、同ホームページ上には、「すぐに試合に出したい方には、即試合出場可能な様々な実績を持った経験豊富な(全国公認横綱もいます)犬をおすすめします。」という記載があったこと、被控訴人 B は、ホームページを見て控訴人に電話をかけ、控訴人の住む熊本へ赴いて、控訴人が飼育する土佐犬を見せてもらい、実績のある闘犬であるとして嵐号を紹介されたこと、被控訴人が嵐号を引き取るために控訴人宅を訪れた際に、他の犬が気に入り買ったと申し出たところ、勝ちたいという気があるなら嵐号の方がいいなどと説明し、嵐号ならば平成 1 4 年の春ころまで、あと 3 回は大会に出てそれなりの成績を挙げることができる等の説明をしたこと、嵐号について緊急病院の獣医が少なくとも半年程前の平成 1 2 年 9 月ころからフィラリア症に罹患していたと考えられる旨診断したこと等の事実を総合すれば、「本件売買契約締結時、嵐号がフィラリア症に罹患しており、激しい運動ができる状態ではなかったにもかかわらず、被控訴人 B は、嵐号が全国横綱としての実績を有し、即時試合出場可能な闘犬であるものと誤信してこれを購入したことが認められるから、被控訴人 B の売買の法律行為に錯誤があったと認めることができ」として、交渉経緯から売買の動機を表示していたものと認め、動機が、売買契約の重要な部分であったと認められるから、その錯誤は法律行為の要素の錯誤にあたるとして、売買契約は無効、被控訴人 A 会社が小切手金を支払う義務はないとした。また、被控訴人による控訴人に対する契約締結上の過失に基づく損害賠償請求、事務管理費用請求も認められた。	インターネットのホームページの広告、動機の錯誤
8	東京簡判 平成 15 年 3 月 14 日 (判例集未掲載)	インターネットの利用に関し、電気通信事業を営む原告が、契約者である被告に対し通話料金等の支払を求めたところ、被告が、利用者の気付かぬままに国際電話サービスを利用させるような接続システムを設定していた原告が、トラブル防止のために必要な措置を講じないまま使用料金の支払いを請求するのは信義則に反するとして争った。	「一般の電話料金よりも高額に設定されている国際電話については、利用者が全く認識しないまま接続された場合にまで、その料金を契約者に負担させるべきか否かについては、電気通信事業が公益的なものであるが故に、その立場にある原告が適切な措置を講じたか否かという点とも併せて総合的に判断しなければならない。」と判示し、本件では、原告が特定地域に対する接続停止の措置を講じたことは一定の評価に値するものであり、通信の秘密を守るべき通信事業者である原告ができる限りの措置を講じても防ぎきれなかった結果については、利用者の利益が制限されることになってもやむを得ない等として、信義則違反を否定し、原告の請求を認めた。	国際電話詐欺

9	大阪高判 平成 15 年 7 月 11 日 (判例集未 掲載)	控訴人が、被控訴人(中古車の売買等を業とする株式会社であり、中古自動車を店頭で展示し、その売買をしているほか、インターネットを利用したオークションによる仲介業務をおこなっている)が会員となって参加している株式会社Bが主催・運営するインターネットオークション(会員以外は参加することができない)により車両を購入したところ、走行中に火災が発生したため、被控訴人に対し、損害賠償を請求した	本件車両は、いわゆるネットオークションによる取引であるところ、「出品店が出品する車両につき、公正かつ的確に客観的な立場で車両の点検・検査を正確に行わなければならない、成約後の申告不備によるクレームは、出品店が一切その責任を負うとされていること、落札店では、パソコン画面上でしか車両を確認することはできず、落札して車両が搬送されてきて初めて車両を見ることができ、その後は直ちに買主に引き渡されることが予定されていること、登録名義も、被控訴人を経由することなく、直接買主に移転されていること、Cは、控訴人に対し、事前に、本件車両に関する取引はオークションによるものであり、車両に関するクレームは被控訴人では基本的に受けることができない旨説明していることなどの <u>事実関係からすると、被控訴人は本件車両の落札を代行したものにすぎず、被控訴人としては、指定された価格で落札し、出品店から本件車両の引渡しを受け、パソコン画面での内容と相違ないことを確認した上、これを控訴人に引き渡し、控訴人あるいは控訴人が指定する者への登録名義の変更手続をすれば足りるものというべきであり、被控訴人は、本件車両の売主ではなく、また、問屋契約に基づき本件車両を瑕疵がない状態で引き渡すべき義務を負っているものとも解されない」とし、他に上記認定、判断を左右するに足りる証拠はないとして、「<u>本件車両の取引を売買契約あるいは問屋契約であるとして、被控訴人は瑕疵担保責任を負う旨の控訴人の主張は、採用できない</u>」として、控訴を棄却した。</u>	インターネッ トオークショ ン・中古車売買
10	東京地判 平成 16 年 4 月 15 日 (判例時報 1909 号 55 頁)	控訴人が、インターネットを利用したオークションにより被控訴人から落札、購入した中古の普通乗用自動車にガソリントankのガソリン漏れ等の損傷があり、これが民法570条の「瑕疵」に当たると主張して、被控訴人に対し、損害賠償を求めた。	「民法五七〇条の「瑕疵」とは、 <u>売買の目的物が通常備えているべき性能などを備えていないことをいうが、本件のような中古自動車の売買においては、それまでの使用に伴い、当該自動車に損傷などが生じていることが多く、これを修復して売却する場合はともかく、これを修復しないで売却する場合には、その修理費用を買主が負担することを見込んで売買代金が決定されるのが一般的であるから、このような場合には、買主が修理代金を負担することが見込まれる範囲の損傷などは、これを当該自動車の瑕疵というのは相当でない。</u> 本件車両は、本件サイトで指摘された損傷以外に修理を要する損傷箇所が存在することも予想された上で開始価格が設定されて出品され、かつ、本件サイトで指摘された損傷以外の損傷が実際にあったとしても、当該損傷は落札者が自ら修理することを予定して落札されたものであったというべきところ、 <u>本件車両に民法五七〇条の「瑕疵」があるというためには前記した予想ないし予定を超えた損傷が存する場合であることを要する。</u> 」と判示し、本件車両は、サイトにはその走行自体が不可能であるとか、危険を伴うといった記載はなく、却って、走行それ自体には問題がないかのような記載がされており、ガソリン漏れが生じている自動車では、引火の危険性などからして安全な走行それ自体が困難であることは明らかであるから、 <u>本件車両の落札価額の低廉さ、本件サイトの記載を考慮しても、前記した予想ないし予定を超える損傷であったといわなければならないので、本件損傷のうち、当該瑕疵は、本件サイトにも記載されず、被控訴人から説明もされていないものであったから、民法五七〇条の「隠レタル」瑕疵に当たるとも明らかであるとして、当該瑕疵の修理費用に相当する限度で損害賠償請求を認容した。</u>	オークション

11	大阪地判 平成 17 年 1 月 12 日 (判例時報 1913 号 97 頁)	被告会社らが製造販売した各製品をインターネット上で購入した原告らが、食品衛生法により食品への添加が禁止されているエトキシキンが含まれた各製品を製造販売した被告に対して、宣伝内容の商品を販売すべき債務があるのに、宣伝内容とは異なる、毒性、発がん性を有し、食品衛生法六条により食品への添加が禁じられているエトキシキンが混入した本件各製品を販売したことによる債務不履行等に基づき、被告らに対し損害賠償請求した。	「 <u>本件各製品が、健康に効果があることを強調して販売されており、購入者も、本件各製品が自然物から作り出され、自然物から作り出されるから、本件各製品が、健康に効果があると認識して購入するものと思料されること、本件各製品は、錠剤であって、通常の食品のように風味、食感等を楽しむものでは、およそないことからすると、科学的合成物であり、飼料等に抗酸化剤として使用されるものであり、食品衛生法により、食品への添加が禁止されているエトキシキンが、本件各製品に混入していた場合、売買契約の当事者である買主によっては、本件各製品が無価値になることは当然にあり得るところである。」と判示し、<u>エトキシキンの混入した本件各製品の引渡しは、本件各製品の販売用パンフレットの記載内容の特殊性及び本件各製品の特殊性からすると、本旨に従った履行といえないものと解すべきであり、原告らは、被告に対し、本件各製品の売買契約を解除せずとも、債務不履行による損害賠償請求ができると解される</u>として、<u>購入代金相当額につき損害と認定し、請求を一部認容した。</u></u>	インターネット取引における消費者被害
12	東京地判 平成 17 年 1 月 31 日 (判例マスター収録)	在宅ワークを希望する原告らが、被告関連業者の従業員らの勧誘行為は不法行為を構成するものであり、かつ被告が開発した教材等を購入させられ、被告が運営する S O H O ユートピアに入会させられるのだから、被告主導の内職詐欺商法であるのは間違いないとして被告会社に対しても不法行為に基づき損害賠償を求めた。	在宅ワーク（自宅のパソコンを用いる諸々の入力作業を行う業務）を希望する原告らに対して、 <u>有料会員制のホームページ上でそのあっせんを行うと謳い、その前提条件として認定試験を設定し、その学習のために教材を販売するという一連のシステムは、上記ホームページを管理、運営し、認定試験を実施し、教材を製造している被告が中心となって成り立っているところ、被告の関連業者は、実際には教材で学習しても認定試験に合格することは困難であるのに、誰でも認定試験に容易に合格して、すぐさま在宅ワークを受注して、相応の収入を得ることができるかのような勧誘等を行うことによって原告らに誤信を与え、教材の売買契約、有料会員制のホームページの入会契約を締結させたものであり、被告は、関連業者の代表者らと通じて不法行為を行ったものと認められるなどして、原告らの損害賠償請求を認容した。</u>	インターネット関連の内職商法
13	神戸地裁 姫路支部判 平成 17 年 8 月 9 日 (判例時報 1929 号 81 頁)	インターネットオークションを利用してデジタルカメラを落札して代金を支払ったが当該カメラの交付を受けていない原告が、上記オークションを運営する被告に対し、被告は出品者の信用調査を怠り、又は不適切な出品を防止すべき義務に違反したと主張して、不法行為に基づき損害賠償請求した。	被告は、本件オークションを運営するに当たり、本件オークションに参加しようとする者に対し、インターネットのホームページにおいて、本件利用規約及び本件ガイドラインに同意するよう求め、同意しなければ、本件オークションに参加するために必要な ID 登録ができないようになっており、またその後本件オークションに参加する場合にも、これらに同意しなければ参加できないようになっていること、本件利用規約には、本件ガイドラインが本件利用規約の一部を構成している旨の規定があること、本件ガイドラインには、被告が、個々の商品や情報を選別・調査・管理せず、どのような利用者が参加しているかも選別・調査・管理しないことや、被告が、利用者間に成立した売買について、解除・解約等は一切関与せず、利用者が全て責任を負い、被告は入札者又は出品者としての責任、権利及び権限を一切有さないこと、被告の重過失又は故意に起因する場合を除き、出品、入札、完了した若しくは完了していない取引又は出品された若しくは実際に売られた商品に関するいかなるクレーム・請求・損害賠償等から免責される旨定めており、原告もこれに同意したこと、本件利用規約及び本件ガイドラインは、ホームページ上で一回ボタンをクリックするだけで閲覧できること等の事実が認められる。 <u>以上の事実によれば、本件ガイドラインは、本件利用規約の一部を構成することにより、本件利用規約に同意して本件オークションに参加する者を法的に拘束するものと認められ、そうすると、被告は、原告に対し、本件取引について、訴外人の信用度を調査したり、訴外人の ID を削除するなどの義務を負うものとは認められないし、本件取引による原告の損害が、被告の故意又は重過失によるものとも認められない。</u>	オークション原告敗訴

14	東京地判 平成 17 年 9 月 2 日 (判例時報 1922 号 105 頁)	控訴人が、インターネット上のショッピングサイトにおいて被控訴人がパソコンを 1 台当たり 2 7 8 7 円で売り出している旨の表示がされていたことから 3 台を購入したが、その履行がされていないとして、被控訴人に対し、債務不履行ないし不法行為に基づき、パソコン 3 台の代金相当額の支払いを求めた。	「インターネットのショッピングサイトを利用して商品を購入する場合、売り手は、サイト開設者を通じて、商品の情報をサイト上に表示し、買い手は、商品の情報を見て、購入を希望するに至ればサイト上の操作により注文し、サイト開設者を通じて、売り手が注文を受けこれに応じる仕組みとなっている。このような仕組みからすると、 <u>インターネットのショッピングサイト上に商品及びその価格等を表示する行為は、店頭で販売する場合に商品を陳列することと同様の行為であると解するのが相当であるから、申込の誘引に当たるといふべきである。そして、買い手の注文は申込みに当たり、売り手が買い手の注文に対する承諾をしたときに契約が成立するとみるべきである。</u> 」と判示し、本件では、控訴人はヤフーから受注確認メールを受信したものの、売り手である被控訴人から注文に応じないとする旨のメールを受信しており、受注確認メールは売り手である被控訴人が送信したものではないから、権限のあるものによる承諾がされたものと認めることはできず、また、「 <u>インターネット上での取引は、パソコンの操作によって行われるが、その操作の誤りが介在する可能性が少なくなく、相対する当事者間の取引に比べより慎重な過程を経る必要があるところ、受注確認メールは、買い手となる注文者の申込が正確なものとして発信されたかをサイト開設者が注文者に確認するものであり、注文者の申込の意思表示の正確性を担保するものにほかならないといふべきである。</u> 」とも判示し、受注確認メールは、被控訴人の承諾と認めることはできないから、これをもって契約が成立したと見ることはできず、契約が成立したことを前提とする控訴人の損害賠償請求は、理由がないとして棄却した。	オンラインショッピング
15	名古屋簡判 平成 18 年 2 月 22 日 (判例集未 掲載)	特殊通話（ウェブ、スーパーメール）利用分については契約締結時に料金設定に関する十分な説明がなかったと主張して支払わない被告に対して、原告が携帯電話料金の支払いを求めた。	「 <u>パケット通信サービスや家族割引、料金プラン等の一応の説明は受けており、本件各携帯電話機を受領した時点でガイドブックを受け取っている</u> のであるから、この説明を読めば、原告のウェブ、スーパーメール等の料金設定は十分に理解できた」と判示し、本件における被告は十分に説明を読まず、これを理解しようとしなくて、結果としてスーパーメールの請求が一般通話料金と比して高額であったからといってその支払いを拒むことはできないとして、請求を認容した。	携帯電話メールの料金請求と説明義務違反

## (参考17) 「解除権・解約権を制限する条項」に関連する約款の例

### ○貸衣装会社

ご予約後のキャンセルにつきましてはキャンセルの日数に限らず料金の50%をいただきます。(当店のほかのドレスに変更はOKです。)

### ○探偵事務所

ご契約後、契約の取り消しの申し出があった場合、調査着手24時間前まではご契約料金の30%を申し受けます。調査着手後はそこまでに要した調査料金は申し受けます。

### ○貸衣装会社

キャンセル料は、ご契約時から発生致します。詳しくは①ご利用日の前々日まではご利用金額の20%②前日は50%③当日は100%のキャンセル料金が発生致します。

### ○興信所 ご利用規約

(返金について)

お申し込み後のキャンセルは原則としてお受けしておりません。キャンセルの際は料金金額を受領し一切の返金は御座いません。

## （参考 18） 「専属的裁判管轄条項」に関連する約款の例

### ○フィットネスクラブ サイトポリシー／利用規約

（管轄裁判所）

このウェブサイトの利用にかかわる全ての紛争については、別段の定めのない限り、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものといたします。

### ○消費者金融 カードローン契約条項

（合意管轄）

この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合、〇〇の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

### ○銀行 カードローン規定

（準拠法・管轄裁判所）

1. この規定が適用されるこの取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この規定が適用される銀行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、借主は銀行本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることとします。

### ○クレジットカード会員規約

（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地及び当社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

### ○ソフトウェアエンドユーザーライセンス契約

（一般条項）

本契約は、国際私法の原則に拠らず、カリフォルニア州法に準拠し、解釈されるものとします。本契約に起因する紛争は、本ソフトウェアのライセンスを購入した地により次の裁判地で解決されるものとします。(a) 日本で購入した場合は東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。(b) 日本以外の法域で購入した場合はカリフォルニア北部地区の連邦裁判所を専属管轄裁判所とする。

### ○オンライン法務サービス 利用規約

（一般条項）

ユーザーと〇〇は、カリフォルニア州サンフランシスコ郡内に所在する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とすることに合意します。

### ○オンライン外国語レッスン 利用契約

当事者は、ワシントン州及びアメリカ連邦の裁判所、ならびにかかる裁判所からの上訴を審尋する裁判所の専属管轄に服するものとします。

(参考19)「適合性原則」に関連する行政処分の例

○最近の特定商取引法違反業者に対する行政処分(経済産業省ホームページより)

事業者の取引形態	指示・命令	取引の概要	指示の原因となる事実
①訪問販売業者(シロアリ防除工事、床下換気扇取付工事等を行う事業者)に対する業務停止命令(3ヶ月間)及び業務改善指示	シロアリ防除工事、床下換気扇取付工事等を行っている訪問販売業者である株式会社Aに対し、特定商取引法の違反行為(不実告知、勧誘目的等不明示、迷惑勧誘、判断力不足者契約、適合性原則違反勧誘)を認定し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、平成18年7月8日から10月7日までの3か月間、6支店・営業所における訪問販売に関する業務の一部を停止するよう命ずるとともに、同法第7条の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の改善指示	過去5年以内に同社がその家屋のシロアリ防除工事を行った消費者や築後相当の年数が経過している家屋に居住する消費者(以下「顧客」という。)の住居を訪問し、「無料で床下の点検をしています。」「家屋調査に来ました。」「シロアリの点検に来ました。」等と告げて、無料で顧客の家屋の床下などの点検を行い、顧客の家屋の不具合やこれを原因として現在あるいは将来的に家屋に危険が存在する旨を告げた上で、シロアリ防除工事、床下換気扇や天井裏換気扇等の換気システム取付工事、家屋補強金物取付工事、調湿材設置工事、補強束取付工事、床下防カビ施工工事等の役務を有償で提供する契約の締結について勧誘し、当該住居において当該契約の申込みを受け又は当該契約を締結したものの	<p>・判断力不足者契約(特定商取引法第7条第3号、同法施行規則第7条第2号) A社は、認知症や統合失調症などの症状を有し、判断力が不足していると認められる消費者と、これら消費者の判断力不足に乘じ、役務提供契約を締結していた。</p> <p>・適合性原則違反勧誘(特定商取引法第7条第3号、同法施行規則第7条第3号) A社は、年金生活でお金がないからと言って断っている消費者に対して執拗に勧誘するなど顧客の財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。</p>
②訪問販売業者(電話機等リース販売業者)に対する業務停止命令(3ヶ月間)	リース会社と提携し、消費者の住居等を訪問してビジネス用電話機等のリース契約締結のための勧誘等を行っていた株式会社B社に対し、特定商取引法上の違反行為(不実告知、重要事項の不告知、勧誘目的等の不明示、適合性原則違反勧誘、契約書面への虚偽記載)を認定し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、平成18年7月26日から3ヶ月間、同社の訪問販売に関する業務の一部を停止するよう命令	事業者としての活動実態はあるが、電話機等を事業用に利用することは殆どなく、主に個人用として使用している者、もしくは、既に廃業している者の住居等を訪問し、「電話機に付いている装置を見せてください。」「最近回線が切れたりしているらしいのでそれを改善するために確認をしている。」等と、大手電話会社の行う電話回線事業の一環で訪問したかのように告げて当該住居等に上がり込み、「もう少ししたら、黒電話は使えなくなります。」「うちの電話にしたら電話の使用料が安くなります。」等と告げて新たな電話機等のリース契約の締結について勧誘し、リース会社に代わり当該住居等において当該契約の申込みを受け、又は当該契約締結のための事務代行を行ったものの	<p>適合性原則違反勧誘【主に顧客の知識及び経験に照らした不相当勧誘】 (特定商取引法第7条第3号、同法施行規則第7条第3号) 同社は、既に廃業し、年金生活者となっている消費者に対し、当該消費者の知識や経験に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。</p>
③訪問販売業者に対する業務停止命令(3~6ヶ月)	訪問販売業者であるC社に対し、同社の行う訪問販売について、特定商取引法の違反行為(勧誘目的不明示・契約書面の記載不備・迷惑勧誘・判断力不足)を認定し、平成18年10月28日から平成19年1月27日までの3ヶ月間、同社の訪問販売に関する業務の一部を停止するよう命じました。また、同社のアルカリイオン整水器に係る訪問販売については、特定商取引法の別の違反行為(不実告知)についても認定し、平成18年10月28日から平成19年4月27日までの6ヶ月間、アルカリイオン整水器に係る訪問販売に関する業務の一部を停止するよう命令	C社は、消費者宅に電話をかけ「水の点検で回っているので、これからでも水を見せてもらえませんか。」等と告げて、在宅の予定等を聞き出したうえで、「水の点検に回っています。」とか、「整水器の掃除と点検に来ました。」等とのみ告げて訪問し、勧誘に先立ち、本件商品の売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げていなかった。 また、その際、同社は、塩素実験により水道水が黄変するところを消費者に見せ、「水道水には塩素や鉛などが含まれていて人の健康に有害です。」「水道水は雑菌だらけで、このまま飲み続ければ病気になる。」等と、あたかも水道水を飲み続けると健康を損なうかのように告げて不安を煽り、同社のアルカリイオン整水器を通した水を飲むと「糖尿病の治療やアトピーなどのアレルギー体質の改善にも効果があります。」「ご主人の病気(パーキンソン病)治療にこの水をお飲みになるようにお勧めします。きっといい効果がでますよ。」等と、合理的根拠のない効果を告げる等して、売買契約の締結を行っ	<p>判断力不足(特定商取引法第7条第3号、同法施行規則第7条第2号) 同社は、老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問販売に係る売買契約を締結していた。</p>

		<p>ていた。</p> <p>さらに、同社は、承諾なく消費者宅に上がり込んだり、契約締結を拒否している消費者に長時間にわたり執拗に勧誘を続ける等迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘をしていた。加えて、同社と契約した消費者を見ると、その過半は65歳以上の高齢者であるほか、認知症等のため判断力が不足している者も含まれていた。</p>	
④訪問販売業者に対する業務停止命令（6ヶ月間）	<p>掃除機等の訪問販売業者であるD社に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、平成19年3月31日から9月30日までの6ヶ月間、訪問販売の一部（勧誘・申込み・契約締結）を停止するよう命令</p>	<p>掃除機等の販売を行うために消費者宅を訪問する際、その勧誘に先立って、掃除機等の売買契約について勧誘をする目的である旨を明らかにしていなかった。</p> <p>また、同社は、訪問後、一旦勧誘を開始すると、顧客が契約締結について何度も拒否しているにもかかわらず、長時間居座ったり、執拗に勧誘を続ける等の行為を行っていた。</p> <p>さらに、同社は、認知症を患っている等、その売買契約を締結するだけの判断力が不足していると認められる高齢の顧客や、その売買契約に係る支払能力が困難と思われる顧客に対しても、強引にその勧誘を行っていた。</p>	<p><b>判断力の不足に乗じた契約締結、財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘</b>（特定商取引法第7条第3号に基づく特定商取引法施行規則第7条第2号、第3号）</p> <p>同社は、認知症等を患っている高齢の顧客に対して、その判断力の不足に乗じて、商品の売買契約を締結させたり、また、当該売買契約に係る支払能力が極めて脆弱であると認められる顧客に対して、その支払能力に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。</p>
⑤電話勧誘業者に対する業務停止命令（3ヶ月間）	<p>叙勲記念品等に係る電話勧誘業者であるE社に対し、同社の特定商取引法上の違反行為（不実告知、勧誘目的等不実告知、再勧誘、交付書面の記載不備、判断力不足便乗、適合性原則違反勧誘）を、認定し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、平成19年1月23日から4月22日までの3ヶ月間、両社の電話勧誘販売に関する業務の一部（勧誘・申込み・契約締結）を停止するよう命令</p>	<p>株式会社E社（以下「同社」という。）は、「叙勲・褒章記念メダル」と称するメダルを始めとする叙勲記念品及び書籍等（以下、同社が取り扱う商品の総称を「本件商品」という。）の電話勧誘販売を行っているところ、国から叙勲や褒章を受けた者の名簿、公務員OB名簿等を基に高齢者あてに電話をかけ、その電話が本件商品の売買契約の締結について勧誘するためのものであることを告げず、電話を受けた者は必ず購入をしなければならないかのように一方的に告げていた。</p> <p>また、同社は、電話勧誘を受けた消費者が、本件商品の売買契約を締結しない旨の意思表示をしたにもかかわらず、引続きその電話で勧誘を行ったり、後日、あたかも契約が成立しているかのように「先日は、お電話にてお申し込みを頂きありがとうございます。（〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分）」などと虚偽のことを電話や書面で告げたりしていた。</p> <p>さらに、同社は、本件商品の売買契約の締結について勧誘する際、その勧誘に先立って、消費者に対し、正式な名称を名乗らず、「叙勲文化社」と名乗って勧誘していた。</p>	<p>・<b>判断力不足便乗</b>（特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第2号）</p> <p>同社は、同社から勧誘の電話を受けたにもかかわらず、その直後に電話があったことさえも覚えていないような、判断力が不足していると認められる高齢者に対しても、これらの者の判断力不足に乗じて売買契約を締結させていた。</p> <p>・<b>適合性原則違反</b>（特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第3号）</p> <p>同社は、年金生活や施設（老人ホーム）入居、配偶者の入院などの金銭的な理由によって契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対し、高額な商品の勧誘を続けるなど、顧客の財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。</p>

(参考20) 「不招請勧誘」に関連する行政処分 の例

	事業者の取引形態	行政処分の内容	行政処分の原因となる事実
1	通信販売業者	特定商取引法第11条第2項(受信拒否に係る連絡方法の不表示)等の違反行為を認定し、同法第15条に基づく業務一部停止命令(平成17年6月16日から3ヶ月間)	特定商取引法では、通信販売に係る未承諾の広告メールについては、件名欄の最前部に「未承諾広告※」の表示を行うこと、本文の最前部に「<事業者>」、事業者名、広告メールの受信拒否通知を受けるメールアドレス及び受信者の電子メールアドレスを通知することによって広告メールの提供が停止される旨の表示を行うことが義務付けられているが、A社が運営するアダルト画像サイトに係る広告メールには、これらの表示がない。
2	通信販売業者	特定商取引法第11条第2項(受信拒否に係る連絡方法の不表示)等の違反行為を認定し、同法第15条に基づく業務一部停止命令(平成18年4月1日から1ヶ月間)	特定商取引法では、通信販売に係る未承諾の広告メールについては、件名欄の最前部に「未承諾広告※」の表示を行うこと、本文の最前部に「<事業者>」、事業者名、広告メールの受信拒否通知を受けるメールアドレス及び受信者の電子メールアドレスを通知することによって広告メールの提供が停止される旨の表示を行うことが義務付けられているが、個人事業者であるAが運営する出会い系サイトに係る広告メールには、これらの表示がない。
3	電話勧誘販売業者	特定商取引法第17条(再勧誘の禁止)等の違反行為を認定し、同法第23条に基づく業務一部停止命令(平成18年9月29日から4ヶ月間)	A社の販売員は、かつて他社とビジネス関連の教材の購入に係る契約をしたことのある消費者Bの職場に電話をかけ、その電話が教材の売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げず、「以前、ビジネス関連の教材を購入されて勉強したことがありますよね。」「まだ、当初ご契約の講座が修了していません。残っています。」「等と告げた。消費者Bは「いくらその様に勧めていただいてもできません。」「とはつきり断ったが、A社の販売員は「今この機会を逃がすと、どんどん負担する教材が多くなりますよ。」「と告げた。それでも消費者Bは「時間もお金もありませんからできません。」「と再度きっぱりと断った。それにもかかわらず、A社の販売員は再度「きちんと修了していただくのが、本来の契約ですから、再履修という形を取って頂きます。」「等と同じ説明を何度も繰り返した。消費者Bは、A社の販売員の話し方の中にだんだん威圧的な雰囲気を感じられるようになり、A社の販売員が、「どうしますか。」「とたみ込むように告げたことから、Aは、「わかりました。」「と答えた。Aは、工作中に同社の販売員から約1時間半にわたって繰り返し勧誘されたことから非常に迷惑を感じた。
4	電話勧誘販売業者	特定商取引法第17条(再勧誘の禁止)等の違反行為を認定し、同法第23条に基づく業務一部停止命令(平成18年12月13日から6ヶ月間)	A社の販売員は、消費者Bの職場に電話をかけ、冒頭に「貴方は、何年前に通信教育の資格取得講座を受けていますね。」「と告げた。Bは過去に講座を受講したことが無かったので「そんなものは受けていません。」「と答えたが、A社の販売員が「貴方の名前がデータに残っていますよ。このデータを抹消するためには、33万円の費用がかかります。」「などと一方的に告げつつ長々と勧誘を続けたため、Bは迷惑だと感じて電話を切った。その後複数回にわたってA社の販売員から職場に電話が入り、Bは「資格取得講座は、受けた事はありません。」「などと何度も断って本件商品の売買契約を締結しない旨の意思を表示したが、「このデータが残っている以上、資格取得講座が修了していませんので、いつまでも電話が来ることになりますよ。」「ととにかくデータの抹消手続きを取ってください。」「などと告げ、長々としつこく勧誘を続けた。

※以上のほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第6条(現行第7条)に基づく措置命令はこれまで4件あるが、このうち同法第4条(特定電子メールの受信の拒否者に対する送信の停止)の違反行為を認定した措置命令が1件(平成14年12月25日)ある。

(参考 2 1) 「情報提供義務」に関連する他法令の例

法律名	該当条文
<p>商品取引所法（昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号）</p>	<p>(受託契約の締結前の書面の交付)</p> <p>第二百七条 <u>商品取引員は、受託契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</u></p> <p>一 当該受託契約に基づく取引（第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金（次号及び第二百二十条の二第一項において「取引証拠金等」という。）の額に比して著しく大きい旨</p> <p>二 商品市場における相場の変動により当該受託契約に基づく取引について当該顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、当該受託契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該受託契約の概要その他の主務省令で定める事項</p> <p>2 商品取引員は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該方法により提供した商品取引員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>(商品取引員の説明義務及び損害賠償責任)</p> <p>第二百八条 <u>商品取引員は、受託契約を締結しようとする場合において、顧客が商品市場における取引に関する専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者以外の者であるときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。</u></p> <p>2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。</p> <p>3 商品取引員は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、<u>第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったときは、これによって当該顧客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。</u></p>
<p>金融商品の販売等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第一号）</p>	<p>(金融商品販売業者等の説明義務)</p> <p>第三条 <u>金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下「重要事項」という。）について説明をしなければならない。</u></p> <p>一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該指標</p> <p>ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該指標</p> <p>ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>三 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該者</p> <p>ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>四 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該者</p> <p>ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>五 第一号及び第三号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に</p>

	<p>掲げる次項</p> <p>イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該事由</p> <p>ハ ロの事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>六 第二号及び第四号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる次項</p> <p>イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該事由</p> <p>ハ ロの事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>七 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨</p> <p>2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（第九条第一項において「特定顧客」という。）である場合</p> <p>二 重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合</p> <p>(金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止)</p> <p>第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（以下「断定的判断の提供等」という。）を行ってはならない。</p> <p>(金融商品販売業者等の損害賠償責任)</p> <p>第五条 <u>金融商品販売業者等は、顧客に対し第三条の規定により重要事項について説明をしなければならない場合において当該重要事項について説明をしなかったとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行ったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。</u></p> <p>(損害の額の推定)</p> <p>第六条 <u>顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことによって当該顧客に生じた損害の額と推定する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(民法の適用)</p> <p>第七条 重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。</p>
<p>借地借家法（平成三年十月四日法律第九十号）</p>	<p>(定期建物賃貸借)</p> <p>第三十八条</p> <p>1 期間の定めがある建物の賃貸借をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をするときに限り、第三十条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第二十九条第一項の規定を適用しない。</p> <p>2 前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、<u>建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。</u></p> <p>3 <u>建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。</u></p> <p>4～7 略</p>

<p>金融商品取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）</p>	<p>（契約締結前の書面の交付）  第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所</li> <li>二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号</li> <li>三 当該金融商品取引契約の概要</li> <li>四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの</li> <li>五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨</li> <li>六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨</li> <li>七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項</li> </ol> <p>2 (略)</p>
<p>宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第七十六号）</p>	<p>（重要事項の説明等）  第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録された所有者の氏名（法人にあつては、その名称）</li> <li>二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて政令で定めるものに関する事項の概要</li> <li>三 当該契約が建物の貸借の契約以外のものであるときは、私道に関する負担に関する事項</li> <li>四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）</li> <li>五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省令で定める事項</li> <li>六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で契約内容の別に応じて国土交通省令で定めるもの</li> <li>七 契約の解除に関する事項</li> <li>八 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項</li> <li>九 第四十一条第一項に規定する手付金等を受領しようとする場合における同条又は第四十一条の二の規定による措置の概要</li> <li>十 支払金又は預り金（宅地建物取引業者の相手方等からその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する代金、交換差金、借賃その他の金銭（第四十一条第一項又は第四十一条の二第一項の規定により保全の措置が講ぜられている手付金等を除く。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）を受領しようとする場合において、第六十四条の三第二項の規定による保証の措置その他国土交通省令で定める保全措置を講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要</li> <li>十一 代金又は交換差金に関する金銭の貸借のあつせんの内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置</li> <li>十二 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令で定めるものを講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要</li> <li>十三 その他宅地建物取引業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して国土交通省令で定める事項</li> </ol> <p>2 ～ 5 略</p>

<p>旅行業法（昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号）</p>	<p>（取引条件の説明）  第十二条の四 <u>旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。</u>  2 <u>旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。</u>  3 略</p>
<p>積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年六月十六日法律第百十一号）</p>	<p>（積立条件等の説明及び書面の交付）  第三十四条 <u>積立式宅地建物取引業者は、積立式宅地建物販売の相手方に対して、積立式宅地建物販売の契約を締結するまでに、少なくとも次に掲げる事項について、積立式宅地建物販売契約約款を交付して説明をしなければならない。</u>  一 各回ごとの積立金の支払分の額及び積立金の支払の方法  二 目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期を確定する時期及び方法  三 目的物である宅地又は建物並びにその代金及び引渡しの時期の予定に関する事項  四 目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定した後の代金の支払に関する事項  五 契約の解除に関する事項  六 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項</p>
<p>貸金業法（昭和五十八年五月十三日法律第三十二号）</p>	<p>（貸付条件の広告等）  第十五条 <u>貸金業者は、貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。</u>  一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号  二 貸付けの利率  三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項  2 <u>貸金業者は、前項に規定する広告をし、又は書面若しくはこれに代わる電磁的記録を送付して勧誘（広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）をするときは、電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるものについては、これに貸金業者登録簿に登録された第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録してはならない。</u></p>
<p>電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）</p>	<p>（提供条件の説明）  第二十六条 <u>電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。</u></p>
<p>不動産特定共同事業法（平成六年六月二十九日法律第七十七号）</p>	<p>（不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付）  第二十四条 <u>不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、その申込者に対し、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。</u></p>
<p>保険業法（平成七年六月七日法律第五号）</p>	<p>（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）  第三百条 <u>保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為（次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。</u>  一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為  二 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為  三 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為  四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為  五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為  六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であつて誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為  七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為  八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社</p>

	<p>等の特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為</p> <p>九 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為</p> <p>2 前項第五号の規定は、保険会社等又は外国保険会社等が第四条第二項各号、第八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。</p>
<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年十二月八日法律第百四十九号）</p>	<p>（重要事項の説明等）</p> <p>第七十二条 <u>マンション管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約（新たに建設されたマンションの当該建設工事の完了の日から国土交通省令で定める期間を経過する日までの間に契約期間が満了するものを除く。以下「管理受託契約」という。）を締結しようとするとき（次項に規定するものを除く。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等に対し、管理業務主任者をして、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であって国土交通省令で定めるもの（以下「重要事項」という。）について説明をさせなければならない。</u>この場合において、マンション管理業者は、当該説明会の日の一週間前までに、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等の全員に対し、重要事項並びに説明会の日時及び場所を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>2 マンション管理業者は、従前の管理受託契約と同一の条件で管理組合との管理受託契約を更新しようとするときは、あらかじめ、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員に対し、重要事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において当該管理組合に管理者等が置かれているときは、マンション管理業者は、当該管理者等に対し、管理業務主任者をして、重要事項について、これを記載した書面を交付して説明をさせなければならない。</p> <p>4 管理業務主任者は、第一項又は前項の説明をするときは、説明の相手方に対し、管理業務主任者証を提示しなければならない。</p> <p>5 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。</p>
<p>信託業法（平成十六年十二月三日法律第百五十四号）</p>	<p>（信託契約の内容の説明）</p> <p>第二十五条 <u>信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。</u>ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p>
<p>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年六月八日法律第六十号）</p>	<p>（重要事項の説明等）</p> <p>第八条 <u>探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。</u></p> <p>一 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 第四条第三項の書面に記載されている事項</p> <p>三 探偵業務を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の法令を遵守するものであること。</p> <p>四 第十条に規定する事項</p> <p>五 提供することができる探偵業務の内容</p> <p>六 探偵業務の委託に関する事項</p> <p>七 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額及び支払時期</p> <p>八 契約の解除に関する事項</p> <p>九 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項</p>
<p>消費者基本法（昭和四十三年五月三十日法律第七十八号）</p>	<p>（事業者の責務等）</p> <p>第五条 <u>事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。</u></p> <p>二 <u>消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。</u></p>
<p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年十一月二十五日法律第八十七号）</p>	<p>（自転車製造業者等の責務）</p> <p>第十四条</p> <p>2 <u>自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。</u></p>
<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年四月十七日法律第二十六号）</p>	<p>（電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等）</p> <p>第十条 <u>電子メール通信役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、その役務の利用者に対し、特定電子メール、架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール又は送信者情報を偽った電子メール（以下「特定電子メール等」という。）による電子メールの送受信上の支障の防止に資するその役務に関する情報の提供を行うように努めなければならない。</u></p>

(参考 2 2) 「適合性原則」に関連する他法令の例

法律名	該当条文
<p>金融商品取引法 (昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)</p>	<p>(適合性の原則等) 第四十条 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。 一 <u>金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。</u> 二 (略)</p>
<p>金融商品の販売等に関する法律 (平成十二年五月三十一日法律第一百一号)</p>	<p>(金融商品販売業者等の説明義務) 第三条 (略) 2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。 3～7 (略)</p> <p>(勧誘の適正の確保) 第八条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。</p> <p>(勧誘方針の策定等) 第九条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針(以下「勧誘方針」という。)を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。 2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 <u>勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項</u> 二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項 三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項 3 (略)</p>
<p>商品取引所法 (昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)</p>	<p>(適合性の原則) 第二百五条 <u>商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。</u></p> <p>(商品取引員の説明義務及び損害賠償責任) 第二百十八条 2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、<u>当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。</u></p>
<p>消費者基本法 (昭和四十三年五月三十日法律第七十八号)</p>	<p>(事業者の責務等) 第五条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。 一・二 (略) 三 <u>消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。</u> 四・五 (略)</p>
<p>特定商取引に関する法律(昭和三十五年六月四日法律第五十七号)  [訪問販売]</p>	<p>(指示) 第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。 一～二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令(※)で定めるもの。</p> <p>(※) 特定商取引に関する法律施行規則(昭和三十五年十一月二十四日通商産業省令第八十九号) (訪問販売における禁止行為) 第七条 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 二 <u>老人その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。</u> 三 <u>顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。</u></p> <p>(※) 特定商取引に関する法律等の施行について(解釈通達) 第二章、第二節 5 法第七条(指示)関係 (2) 省令第七条の解釈について</p>

	<p>(ロ) 第二号 「老人その他の者」には、老人、未成年者等が一般的には該当し得るが、判断力が不足している場合にのみ適用されることとなる。</p> <p>(ハ) 第三号 本号は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして客観的に見て不相当と認められる勧誘を対象とした規定である。</p>
[電話勧誘販売]	<p>(指示)</p> <p>第二十二条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に関する行為であつて、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令(※)で定めるもの。</p> <p>※特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号) (電話勧誘販売における禁止行為)</p> <p>第二十三条 法第二十二号第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>老人その他の者の判断力の不足に乘じ、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。</u></p> <p>三 <u>顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。</u></p> <p>四～五 (略)</p>
[連鎖販売取引]	<p>(指示)</p> <p>第三十八条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令(※)で定めるもの。</p> <p>※特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号) (連鎖販売取引における禁止行為)</p> <p>第三十一条 法第三十八条第四号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>未成年者その他の者の判断力の不足に乘じ、連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させること。</u></p> <p>七 <u>連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。</u></p> <p>八 (略)</p>
[特定継続的役務提供]	<p>(指示)</p> <p>第四十六条 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者(以下この章において「特定継続的役務提供受領者等」という。)の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する行為であつて、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令(※)で定めるもの</p> <p>※特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号) (特定継続的役務提供における禁止行為)</p> <p>第三十九条 法第四十六条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>老人その他の者の判断力の不足に乘じ、特定継続的役務提供等契約を締結させること。</u></p> <p>三 <u>顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。</u></p> <p>四～六 (略)</p>

<p>[業務提供誘引販売取引]</p>	<p>(指示)</p> <p>第五十六条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令(※)で定めるもの。</p> <p>※特定商取引に関する法律施行規則(昭和三十五年十一月二十四日通商産業省令第八十九号) (業務提供誘引販売取引における禁止行為)</p> <p>第四十六条 法第五十六条第四号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 未成年者その他の者の判断力の不足に乗じ、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させること。</p> <p>三 業務提供誘引販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。</p> <p>四 (略)</p>
<p>貸金業法(昭和三十八年五月十三日法律第三十二号)</p>	<p>(誇大広告の禁止等)</p> <p>第十六条</p> <p>3 貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行わなければならない。</p>
<p>不動産特定共同事業法 (平成六年六月二十九日法律第七十七号)</p>	<p>第二十一条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 不動産特定共同事業者等は、前三項に定めるもののほか、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘又は解除の妨げに関する行為であつて、相手方又は事業参加者の保護に欠けるものとして主務省令(※)で定めるものをしてはならない。</p> <p>※不動産特定共同事業法施行規則(平成七年三月十三日大蔵省・建設省令第二号) (相手方又は事業参加者の保護に欠ける行為)</p> <p>第十九条 法第二十一条第三項の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 事業参加者が被る損失の範囲について十分な知識を有しない顧客に対し、不動産特定共同事業契約の締結又は更新の勧誘をする行為</p> <p>五～六 略</p>
<p>信託業法 (平成十六年十二月三日法律第五十四号)</p>	<p>(信託の引受けに係る行為準則)</p> <p>第二十四条</p> <p>1 略</p> <p>2 信託会社は、委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。</p>

(参考23) 「不招請勧誘」に関連する他法令の例 (法律番号順)

法律名	該当条文
<p>金融商品取引法(昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)</p>	<p>(禁止行為)            第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。            一・二 (略)            三 金融商品取引契約(当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為            四 金融商品取引契約(当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。)の締結につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為            五 金融商品取引契約(当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。)の締結の勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為            六 (略)</p>
<p>商品取引所法(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)</p>	<p>(不当な勧誘等の禁止)            第二百四十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。            一～四 (略)            五 商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思(その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。            六 商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方での委託を勧誘すること。            七 商品市場における取引等につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。            八・九 (略)</p>
<p>宅地建物取引業法(昭和二十七年六月十日法律第七十六号)</p>	<p>第四十七条の二            一～二 (略)            三 宅地建物取引業者等は、前二項に定めるもののほか、宅地建物取引業に係る契約の締結に関する行為又は申込みの撤回若しくは解除の妨げに関する行為であつて、宅地建物取引業者の相手方等の保護に欠けるものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。             ※宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年七月二十二日建設省令第十二号)            (法第四十七条の二第三項の国土交通省令で定める行為)            第十六条の十二 法第四十七条の二第三項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。            一 宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をすること。            イ (略)            ロ 正当な理由なく、当該契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒むこと。            ハ 電話による長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させること。            ニ～三 (略)</p>
<p>特定商取引に関する法律(昭和五十一年六月四日法律第五十七号)</p> <p>[訪問販売]</p>	<p>(訪問販売における氏名等の明示)            第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。             (指示)            第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。            一～二 (略)            三 前二号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令(※)で定めるもの。             (※) 特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号)            (訪問販売における禁止行為)            第七条 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。            一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘をし、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でのこれを妨げること。</p>

	<p>二～六 (略)</p> <p>(※) 特定商取引に関する法律等の施行について (解釈通達) 第二章、第二節 5 法第七条 (指示) 関係 (2) 省令第七条の解釈について (イ) 第1号 「迷惑を覚えさせるような仕方」とは、客観的にみて相手方が迷惑を覚える言動であればよく、実際に迷惑と感ずることは必要ではない。具体的には、正当な理由なく不適当な時間帯に (例えば午後9時から午前8時まで等) 勧誘をすること、長時間にわたり勧誘をすること、執ように何度も勧誘をすること等はこれに該当することが多いと考えられる。」</p>
[通信販売]	<p>(通信販売についての広告) 第十一条 (略) 2 前項各号に掲げる事項のほか、販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令 (※) で定めるものをいう。以下同じ。) により広告をするとき (その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるときを除く。) は、経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告に係る販売業者又は役務提供事業者から電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。</p> <p>※特定商取引に関する法律施行規則 (昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号) (連絡方法の表示) 第十条の四 相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで電磁的方法により広告をするとき (相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告をするときを除く。第二十六条の三及び第四十一条の三において同じ。) であつて、<u>法第十一条第二項の規定によりその相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示するときは、その広告の用に供される電磁的記録の本文の最前部に「〈事業者〉」との表示に続けて次の事項を表示し、かつ、その相手方が広告の提供を受けることを希望しない旨及びその相手方の電子メールアドレスを通知することによつて当該販売業者又は役務提供事業者からの電磁的方法による広告の提供が停止されることを明らかにしなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称</li> <li>二 相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨を通知するための電子メールアドレス</li> </ul> <p>(電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けている者に対する提供の禁止) 第十二条の三 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電磁的方法により<u>広告をする場合において、その相手方から第十一条第二項の規定により電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、電磁的方法による広告の提供を行つてはならない。</u></p>
[電話勧誘販売]	<p>(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止) 第十七条 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。</p> <p>(指示) 第二十二条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。 一～二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に関する行為であつて、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令 (※) で定めるもの。</p> <p>※特定商取引に関する法律施行規則 (昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号) (電話勧誘販売における禁止行為) 第二十三条 法第二十二条第三号 の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一 <u>電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方</u>で勧誘をし、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方<u>でこれを妨げること。</u></p> <p>二～五 (略)</p> <p>(電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等) 第二十四条 販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客から指定商品 (その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様であ</p>

	<p>る商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。)若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客と指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者(以下この条及び次条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。</p> <p>一～三(略) 2～8(略)</p> <p>(電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)</p> <p>第二十四条の二 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p>一 第二十一条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認</p> <p>二 第二十一条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認</p> <p>2 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。</p>
<p>[連鎖販売取引]</p>	<p>(指示)</p> <p>第三十八条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一～二(略)</p> <p>三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘をすること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令(※)で定めるもの。</p> <p>※特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号) (連鎖販売取引における禁止行為)</p> <p>第三十一条 法第三十八条第四号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。)について迷惑を覚えさせるような仕方でも解除を妨げること。</p> <p>二～八(略)</p>
<p>[特定継続的役務提供]</p>	<p>(指示)</p> <p>第四十六条 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者(以下この章において「特定継続的役務提供受領者等」という。)の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一～二(略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する行為であつて、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令(※)で定めるもの</p> <p>※特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号) (特定継続的役務提供における禁止行為)</p> <p>第三十九条 法第四十六条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 特定継続的役務提供等契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘をし、又は特定継続的役務提供等契約の解除について迷惑を覚えさせるような仕方でもこれを妨げること。</p> <p>二～六(略)</p>

<p>[業務提供誘引販売]</p>	<p>(指示)</p> <p>第五十六条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令(※)で定めるもの。</p> <p>※特定商取引に関する法律施行規則(昭和三十五年十一月二十四日通商産業省令第八十九号) (業務提供誘引販売取引における禁止行為)</p> <p>第四十六条 法第五十六条第四号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約(その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。)</u>について迷惑を覚えさせるような仕方で解除を妨げること。</p> <p>二～四 (略)</p>
<p>海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年七月十六日法律第六十五号)</p>	<p>(不当な行為等の禁止)</p> <p>第十条 海外商品取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、海外先物契約に関する行為であつて、顧客の保護に欠けるものとして経済産業省令(※)で定めるもの</p> <p>(※)海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行規則(昭和三十八年一月十日通商産業省令第三号) (不当な行為等の禁止)</p> <p>第八条 法第十条第八号の経済産業省令で定める行為は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>海外先物契約の締結につき、その契約の締結をしない旨の意思(その契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)</u>を表示した顧客に対し、勧誘すること。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 <u>海外先物契約の締結につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、自己の商号及び海外先物契約の締結である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。</u></p> <p>六～十三 (略)</p>
<p>不動産特定共同事業法(平成六年六月二十九日法律第七十七号)</p>	<p>第二十一条</p> <p>一 (略)</p> <p>二 不動産特定共同事業者等は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方が当該不動産特定共同事業契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならない。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 不動産特定共同事業者等は、前三項に定めるもののほか、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘又は解除の妨げに関する行為であつて、相手方又は事業参加者の保護に欠けるものとして主務省令(※)で定めるものをしてはならない。</p> <p>(※)不動産特定共同事業法施行規則(平成七年三月十三日大蔵省・建設省令第二号) (相手方又は事業参加者の保護に欠ける行為)</p> <p>第十九条 法第二十一条第四項の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>不動産特定共同事業契約の締結又は更新について顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為</u></p> <p>三 <u>不動産特定共同事業契約の締結又は更新をしない旨の意思を表示した者に対して執ように勧誘する行為</u></p> <p>四～六 (略)</p>
<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年四月十七日法律第二十六号)</p>	<p>(拒否者に対する送信の禁止)</p> <p>第四条 <u>送信者は、その送信をした特定電子メールの受信をした者であつて、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨(一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨)を当該送信者に対して通知したものに対し、これに反して、特定電子メールの送信をしてはならない。</u></p>